

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 8 月 26 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600453 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600185 号

第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 6 月 25 日の標準賞与額を 3 万 1,000 円、平成 15 年 12 月 19 日及び平成 16 年 6 月 25 日の標準賞与額を 1 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 6 月 25 日、平成 15 年 12 月 19 日及び平成 16 年 6 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 6 月 25 日、平成 15 年 12 月 19 日及び平成 16 年 6 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 25 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 16 年 6 月 25 日

A社から支給された賞与について、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びにA社の回答により、請求者は、平成 15 年 6 月 25 日に同社から 24 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（24 万円）より低い標準賞与額（3 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料（2,082 円）を事業主により賞与から控除され、平成 15 年 12 月 19 日及び平成 16 年 6 月 25 日に 24 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（24 万円）より低い標準賞与額（1 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料（1,200 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額の

それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日は3万1,000円、平成15年12月19日及び平成16年6月25日は1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年5月2日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501835 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600186 号

第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 11 月 27 日の標準賞与額を 21 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 11 月 27 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 11 月 27 日

B 厚生年金基金からの連絡により、A社における請求期間の賞与の記録が漏れていますことを知った。今回の訂正請求に当たり、同社から受け取った賃金台帳で、賞与支払年月、賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の請求者に係る賃金台帳により、請求期間に賞与 21 万 3,448 円が支給されていることが確認できるところ、B 厚生年金基金から提出された請求者に係る賞与異動記録において、当該賞与に係る記録が確認できる。

また、B 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届によれば、A社は、請求者を含む 330 人の従業員に対して平成 15 年 11 月 27 日に賞与を支給し、当該厚生年金基金に届け出ていたことが確認できるところ、オンライン記録により、請求者を除く 329 人に当該期間に係る標準賞与額に係る記録が確認できる。

さらに、A社総務部担当者は、賞与の届書については、上記厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）に対し、それぞれ個別に提出したが、届書は、同社の社会保険業務ソフトにより同一の被保険者情報等を基にそれぞれの届書に印字し届出を行っていることから、社会保険事務所に提出する届書にのみ請求者の被保険者情報等が漏れるとは考えられない旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、A社が社会保険事務所に提出した届書にのみ請求者の被保険者情報等が漏れるとは考え難く、同社は、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出したものと認められる。

また、平成 15 年 11 月 27 日の標準賞与額については、上記賃金台帳から、21 万 3,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600067 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600188 号

第1 結論

請求者の中社における平成17年7月10日の標準賞与額を4万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（4万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600069 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600189 号

第1 結論

請求者の中社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600078 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600190 号

第1 結論

請求者の中社における平成17年7月10日の標準賞与額を1万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（1万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600079 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600191 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501819 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600187 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 21 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から平成元年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際に支給された金額よりも低額で記録されている。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定方法は、前年度の同等職位の平均賃金で算出している旨回答しているところ、同社に係るオンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が請求者と同日の昭和63年8月1日である者790人のうち、その大部分の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、請求者と同額の9万2,000円であることが確認できる。

また、B社は、法定保存期間経過のため請求期間当時の関係資料はなく、請求どおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかは不明である旨回答している。

さらに、上記同僚790人のうち請求者の被保険者整理番号前後の者等の中で連絡先が判明した97人に照会したところ、33人から回答があり、32人は請求者を知らない（残る一人については、当時のことは分からないと回答している。）とし、当該32人のうちの24人は、自身の仕事は請求者と同様の営業（外務員、保険の勧誘等）と回答しているが、A社の請求期間に係る給与明細書等を保有していないとしている上、請求者も給与明細書等を保有しておらず、請求期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501874 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600192 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 54 年 7 月頃から昭和 56 年 1 月 1 日まで

A事業所に勤務していた昭和 54 年 7 月頃から昭和 56 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録がない。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の事業主は、勤務期間は特定できないものの、請求者は同事業所に勤務していたと陳述している上、雇用保険の加入記録では、請求者は請求期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、A事業所の事業主は、同事業所は個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、請求者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨陳述している。

また、請求者が、A事業所で一緒に勤務していたと記憶する同僚の一人は、同事業所は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。